

## <質問回答一覧>

令和7年8月7日

質問	回答
1 現在は直営校でしょうか。	富士見台小学校・多摩川小学校ともに委託校です。
2 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食の調理施設以外での処分が過去にある場合はどうなりますか。	失格事由には該当しません。
3 2校一括案件ですが、単独契約にさせていただくことはできないでしょうか。人手不足の影響もあり、2校一括だと受託が難しいと考えます。	現在、両校について一括契約しており、2校間の距離が近く、人員の配置や急遽の欠席対応などの調整が可能となる点等を考慮し、引き続き一括契約となります。
4 令和9年度以降、業務成績に応じて年度ごとに更新していただけるようですが、委託料の見直しはその都度、行っていただけるのでしょうか。いただける場合、増額はどの程度みていただけるのでしょうか。	更新時の契約額については、物価変動や最低賃金額の改定、食数の変動等を勘案し、協議のうえ契約を締結しています。
5 質問の回答は8/8までに市のHPで公開とありますが、8日にご回答をいただいた場合、参加表明の提出期日に間に合わない可能性があります。回答を参考に検討した上で、書類作成する時間は考慮いただけますでしょうか。	すべての事業者の方に同条件での提出を求めている関係上、原則、期限の延長はございません。なお、郵便トラブル等のやむを得ない事由が生じた場合は別途ご相談ください。
6 概算見積書は審査の対象になりますか。	審査の対象になります。
7 プロポーザルによる候補者決定後に本見積りは行いますか。	プロポーザルによる候補者決定後に、改めて仕様書に基づき見積書を御提出いただきます。ただし、業務内容や食数の大幅な変更等の事情が生じた場合を除き、原則、概算見積書の額の範囲で協議のうえ契約締結となります。